

# 介護事故防止のための指針

社会福祉法人 松寿園

## 1. 介護事故防止に関する基本方針

社会福祉法人 松寿園（以下 「当法人」という）は、介護事故防止に関する指針を定め当法人の方針とする。

### (1) 介護事故防止のための基本的な考え方

当法人は法人理念に基づき、利用者一人ひとりに対して安心・安全で質の高いサービスを提供するために、安全管理体制を整備し組織全体で介護事故防止に取り組む。

### (2) リスクマネジメント体制の整備

当法人において、リスクマネジメント本部委員会（以下 「本部委員会」という）を設置し、その中に介護事故防止部会（以下 「部会」という）を置く。

また部会には、第一委員会（所在地は向本折）、在宅委員会（所在地は向本折）、第二委員会（所在地は月津）で構成する介護事故防止委員会（以下 「委員会」という）を置く。

### (3) 部会及び委員会の構成委員

部会の委員は、部会長と副部会長、各委員会の委員長、副委員長で構成する。

部会長及び副部会長には、本部委員会の委員である施設長等の管理職が主に担当する。

委員会の委員は、各部署より幅広い職種（生活相談員や介護職員、看護職員、機能訓練指導員、介護支援専門員、事務職員、栄養管理・調理職員、児童指導員等）により構成する。

### (4) 部会及び委員会の設置目的と役割

施設や事業所内での事故を未然に防ぐとともに、起こった事故に対しては、その後の経過対応を速やかに行い、利用者に最善の対応を提供できる事を目的とする。

委員会においては、各事業所における介護事故の発生状況及び事故原因、防止対策の評価・検討を行う。部会では全体的な介護事故の発生状況や傾向等を把握し、再発防止にむけた取り組みを行う。

### (5) 部会及び委員会及び部会の開催

部会の定例会議は年4回とし、本部委員会の定例会議の前後に開催する。

委員会は、定期的（概ね3ヶ月に1回）に開催する。また、必要に応じて委員長の判断により臨時に開催できる。

## 2. 安全確保のための改善に関する基本方針

- (1) マニュアル及び報告書の整備  
介護事故防止のため、定期的に介護事故防止対応マニュアルの内容及びインシデントレポート（ヒヤリ・ハット）、アクシデントレポートの様式を見直し、必要に応じて更新する。
- (2) インシデントレポートやアクシデントレポートの分析及び改善策の検討  
各部署から報告のあったインシデントレポートやアクシデントレポートの分析をもとに、事故等に関する評価を行う。事故等の検証及び対策が適切か検討し、改善策の決定を行う。
- (3) 介護事故防止の啓発及び改善策の周知徹底  
介護事故防止にむけての啓発に取り組む。また、改善策の実施について、各部署職員に対して周知徹底を図る。

## 3. 介護事故防止のための職員研修に関する基本方針

介護事故防止における基本的内容等の適切な知識の普及や、安全管理の徹底を図るため、介護事故発生防止に関する職員への教育・研修を、定期的且つ計画的に行う。

- (1) 研修プログラムを作成する。
- (2) 定期的な教育・研修（年2回以上）を開催する。
- (3) 新任職員への介護事故防止の研修会を実施する。
- (4) 研修の実施内容を記録・保存する。

## 4. 介護事故等発生時の対応に関する基本方針

介護事故等発生時には、別に定める介護事故防止対応マニュアルに基づき対応する。

- (1) 利用者への対応・事故処理  
事故が発生した場合は、周囲の状況及び当該利用者の状況を把握し、当該利用者の安全確保を最優先として行動し、迅速且つ適切に事故処理を行う。  
また、事故の状況及び対応について、事実を適切に記録する。

(2) 家族等に対する連絡・説明

家族に対しては、あらかじめ指定された緊急連絡先に沿って速やかに連絡する。  
また、事故の発生状況等については、適切な説明が迅速に行えるよう努める。

①事故発生状況及び職員の対応状況

②事故の発生原因及びその再発防止策

③事故による損害が発生している場合においては、当法人の賠償責任の有無

(3) その他の連絡・報告について

担当の介護支援専門員や、必要に応じて保険者や主治医等に事故の状況等について報告する。

(4) 損害賠償

事故の状況により賠償等の必要性が生じた場合は、当法人の加入する損害賠償保険で対応する。

## 5. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者等の求めに応じて、いつでも閲覧できるようにする。  
また、入り口近くの目の付きやすい場所に備付ける。

## 6. 記録の保管

- (1) 委員会の審議内容等に関する諸記録は2年間保管する。
- (2) 法人内における事故に関する諸記録は5年保管とする。

## 7. その他介護事故防止の推進のために必要な基本方針

本指針及び介護事故防止対応マニュアルは、最新の知見に対応するよう定期的に改定を行う。